6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパプアニューギニアにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパプアニューギニアへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パプアニューギニア政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパプアニューギニアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してパプアニューギニアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してパプアニューギニアにおいて課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパプアニューギニアにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税

8　パプアニューギニア政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパプアニューギニアの一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　パプアニューギニア政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をパプアニューギニア政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十一日にポートモレスビーで

在パプアニューギニア

日本国臨時代理大使　川田一徳

パプアニューギニア

外務貿易省次官　マイケル・マウエ殿

（パプアニューギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパプアニューギニア政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十一日にポートモレスビーで

在パプアニューギニア

外務貿易省次官　マイケル・マウエ

在パプアニューギニア

日本国臨時代理大使　川田一徳殿

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県総社市延原字狼岩八二九の一から八二九の三まで、八三二の一から八三二の八まで、一〇二三の一、一〇二三の四から一〇二三の六まで、美袋字水がにこ一〇二四の一、一〇二四の四、字川平一四九七の一、一四九七の三、一四九七の四、一四九七の七、一四九七の八、字浅井谷二一一八の一から二一一八の三まで、二一二〇、字オク田一〇一六の一、一〇一七の三、中尾字尾滝一四〇八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市国府町桐谷字馬留一二一五、字姫松一二二〇の三九、一二二二、国府町宮地字椹谷一八五六の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市荘川町三尾河字日計平四三七の一、字スゲ畑四五三の一、高根町野麦字上小谷五六八の一九、飛騨市河合町大谷字姥懐二〇三の六、河合町天生字西ケ洞三〇、三二、揖斐郡揖斐川町北方字堂ケ洞二一四九の一、二一四九の四、二一五四の一、二一五四の四、二一七三の一、二一七三の三、二一七四の一、字科洞二一七六の一、二一八八の一、二一八八の四、二一八九の一、二一八九の四、二一九五の一、二一九五の三、東津汲字上山六八九の二、六八九の三、池田町宮地字北平一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備